

葉山町地域防災計画修正案に対するパブリックコメント(意見募集)の実施結果

実施期間:平成25年11月21日(木)～平成25年12月20日(金)

意見総数:8件(提出人数:1人)

意見の概要	町の考え方
<p>【平成25年度 葉山町地域防災計画修正(案)概要】について この度の計画修正で、災害救援ボランティアについての受け入れの価値を、多く記述されていることについては評価しています。阪神淡路大震災以降、ボランティアの活躍は、被災者に常に勇気を与えてきました。そして、3.11は、かつてないボランティア経験者を生み、人の絆を強くしてくれました。ボランティアに出かけ、改めて自分の住む地域を見直す方も多くいます。 しかし、「平成25年度葉山町地域防災計画修正(案)概要」で示されている『3修正の基本的な考え方』には、災害復旧ボランティアについては何も記述されていません。</p> <p>災害復旧ボランティアに関する内容の項を、「概要」の中に入れていただきたい。</p>	<p>『3修正の基本的な考え方』には、現行版における記載内容から特段の追加・変更があった項目を絞って記載しております。 町としても、災害救援ボランティアの重要性は認識しております。</p>
<p>【第2部 災害予防計画 第7章第3節 3 災害ボランティアコーディネーターの養成】について 災害復旧ボランティアに出かけた経験は、万が一、葉山が被災した時には、『受援力』という地域でのボランティア受け入れの財産となります。文字通り“情けは人のためならず”の実践となります。</p> <p>本案に、「災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、専門性の高いコーディネーターが不可欠であるため、社会福祉協議会は、災害ボランティア関係団体と協力し、災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。町は、災害ボランティアコーディネーターの養成に伴う研修会等に対して必要に応じて協力・支援するとともに、積極的に他地域の災害ボランティア活動に町民が参加するよう支援する。」との文言の追加を検討していただきたい。</p>	<p>他の部分は記載されているため、「とともに、積極的に他地域の災害ボランティア活動に町民が参加するよう支援する。」という部分の追加を要望されていることと思います。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	町の考え方
<p>【第2部 災害予防計画 第7章第3節 災害ボランティアの環境整備】について</p> <p>県内では、大規模災害の発生に備えて、「神奈川災害ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が活動しています。また、災害時には、かながわ県民活動サポートセンターに「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア活動に必要な支援を行うこととしており、平常時からボランティア活動や関係機関との連携の強化に努めています。これらの機関と常に連携を図り、災害時に備えることも「災害ボランティアの環境整備」の一環です。</p> <p>第2部 災害予防計画 第7章第3節の中に、4ボランティア情報の収集・発信システムの構築「災害救援ボランティアがニーズに即した活動を効果的に展開することができるよう、平常時から町は、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進める。」を加えていただきたい。</p>	<p>神奈川県、社会福祉協議会、ボランティア団体等と情報交換を続け、多くの機関と共同で構築できるとより良いと考えます。</p> <p>これまで以上に関係機関との連携を密にしていきたいと思います。</p>
<p>【第2部 災害予防計画 第8章第3(1)キ 他団体と連携した訓練活動の実施】について</p> <p>大規模災害発生時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となります。そのためには、町民の防災意識の向上、活動の訓練を図ることが必要です。啓発活動に地元災害ボランティア団体等の活用を図る記述の追加すべきと考えます。</p> <p>本案の、「消防団、災害ボランティア、事業所等と連携した訓練の実施を検討する。」の記述では実践性に欠けると思われるので、「消防団、ボランティア団体や社会福祉協議会、事業所等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。」に変更していただきたい。</p>	<p>関係機関と連携を図りながら、そのような防災訓練を実現させてまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	町の考え方
<p>【第2部 災害予防計画 第8章第4節 学校における防災体制の整備】について</p> <p>3.11では、津波避難に際し、幼児を含む児童生徒教育機関関係者の事態判断により、生死を分けるという痛ましい状況がありました。一方で、児童生徒の自らの判断で危機を乗り越えた『釜石の奇跡』と呼ばれた貴重な例も紹介されました。</p> <p>幼いなりに危機回避を判断した津波教育について、葉山町の実情に応じた教育プログラムを構築する必要があります。登下校時に、もし津波警報が出たときにどこに逃げるか、自己判断で対処しなければならない教育と訓練を充実させるべきです。</p> <p>葉山町地域防災計画 第2部 第8章第4節の文言からは、具体的な教育指針が読み取れません。</p> <p>本案にも、 「学校教育活動を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、防災教育の充実を図ります。」 のように、具体的な指針を記述していただきたい。</p> <p><参考> 神奈川県と葉山町の地域防災計画の防災教育に関する箇所と比較</p> <p>神奈川県地域防災計画 第2章 第4節8 防災教育の充実 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。</p> <p>葉山町地域防災計画 第2部 第8章第4節 学校における防災体制の整備 1 防災計画等の策定・見直し 各学校は、災害時における児童・生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施を確保するため、次の予防計画を盛り込んだ学校防災計画を作成する。</p>	<p>津波教育と防災訓練の重要性を認識しております。 いただいたご意見と同等の記載内容にすることについて、防災会議において審議します。</p>

意見の概要	町の考え方
<p>【第3部第22章第2節1 災害救援ボランティアセンターの設置】について 3.11の教訓として、ボランティア関連の活動に関しては、事前の準備の必要性が明らかになった。発災時にボランティアセンターが速やかに設置・運営ができるよう、町・社会福祉協議会・ボランティア団体等は日頃から設置・運営に関する協議と連携を図ることはもちろんだが、町と社会福祉協議会は、災害救援ボランティアセンター設置運営等に関する協定を締結しておかなければならない。ボランティア活動で重要なのは、人、物、金、情報である。特に情報共有といった観点から、行政との連携は重要である。</p> <p>本案に、「町と社会福祉協議会は、災害救援ボランティアセンター設置運営等に関する協定を整備する」という、災害救援ボランティアセンター設置当事者間の約束文言を入れて置く必要がある。</p> <p>また、ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会だが、建物設備については、町の全面提供が必須である。 『災害救援ボランティアセンターの設置：町が提供する設置場所：保育園・教育総合センター2階学びの広場及び研修室』は、被災規模にもよるが、町内全域のボランティアを統括する活動スペースとしては足りないだろう。駐車スペースも足りない。 ボランティアセンターの事務部門は屋内に入っても、ボランティア待機所や説明場所は屋外になる可能性がある。</p>	<p>町と社会福祉協議会の間で、災害救援ボランティアセンターの設置運営等に関する協定を整備し、設置場所その他ボランティアセンターの運営に関することについて、継続的に協議してまいります。</p>
<p>【第3部第22章第2節 3 一般ボランティアの活用方法】について 3.11の教訓として、被災情報発信の重要性が明らかとなった。積極的に発信した地域には多くのボランティアが集まり救援物資も多く届いた。ソーシャルメディアの活用技術を持つボランティアの活動は重要である。</p> <p>「一般ボランティアの活動例」表の、概要の項に「被災情報の発信」を付け加えていただきたい。</p>	<p>付け加える方向で、防災会議において審議します。</p>

意見の概要	町の考え方
<p>【ボランティアの活動資金について】 ボランティア団体の活動資金が少なく、発災時迅速に活動できないことは、常の課題である。静岡県などでは、事前にボランティアの活動資金が用意されており、すぐに動けるようになっている(NPO法人静岡県ボランティア協会)。葉山町でも、そうしたことは考えていくべきだと思う。</p> <p><参考> 公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンドのしくみ NPO法人静岡県ボランティア協会HPより抜粋</p> <p>「公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド」は、静岡県において東海地震等の災害が発生した際のボランティアによる速やかな災害救助活動を支援するために設定された公益信託です。その資金は県費や県民の方々の寄付で賄われ、信託管理人・運営委員会の助言等により適正な運営を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.災害発生とともに、県災害ボランティア本部・情報センターが設置され、県内4つの地域防災局管内に被災状況に応じて県災害ボランティア支援センターが設置されます。 ・2.各々の県災害ボランティア支援センターからボランティア活動資金の申請を本部・情報センターに対して行います。 ・3.県災害ボランティア本部・情報センターにて申請をとりまとめ受託者に対して申請します。 ・4.受託者から活動資金が県災害ボランティア本部・情報センター及び県災害ボランティア支援センターに支給されます。この資金がボランティア活動のために利用されます。 	<p>資金不足は、ボランティア活動の大きな課題と思われます。他の自治体の例を参考にしながら、関係機関と継続的に協議してまいります。</p>

意見の概要	町の考え方
<p>ファンドの使われ方 災害発生時には、各種ボランティア活動を支援する目的で、県災害ボランティア本部・情報センターが県行政センターごとに設置されます。各センターでは情報の収集・整理・ボランティアの派遣先の調整などが行われ、そこで必要な備品費、消耗品費、光熱水費、通信費、貸借費、交通費等の助成支援を行い、その資金としてこの公益信託が使われます。</p> <p>静岡県ボランティア協会は公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンドの事務受託を受けるとともに、心配されている、東海地震の災害時に立ち上げられる「静岡県災害ボランティア本部・情報センター」の中心的な役割を担うことになっています。</p> <p>災害発生時のファンドのながれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県災害ボランティア支援センターが設置されます。 ・各々の県災害ボランティア活動支援センターから、ボランティア活動に必要な資金の申請が行われます。 ・県災害ボランティア本部・情報センターが受付事務処理を担当し、受託者に対して申請を行います。 ・受託者から県災害ボランティア本部・情報センター及び県災害ボランティア支援センターに対し活動資金が支給されます。 	